

根室市観光マスコットキャラクター「眠郎」着ぐるみ使用規程

(目的)

第1条 この規程は、根室市観光マスコットキャラクター「眠郎」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する際の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の範囲)

第2条 着ぐるみの使用は、根室市観光協会（以下「協会」という。）、根室市又は協会会員で次のいずれかの行事等で使用するものとする。

- (1) 協会の主催・後援・協賛する行事等
- (2) 北海道、国の主催・後援・協賛する行事等で根室のPRになると認めるもの
- (3) その他、根室市観光協会会長（以下「会長」という。）が使用を認める行事等

(使用申請)

第3条 着ぐるみを使用する者は、使用する日の7日前までに着ぐるみ使用申請書（様式第1号）に必要書類を添えて会長に提出し、許可を受けなければならない。

2 会長は、前項の申請があった場合は、申請内容を審査し、適当と認める場合は、着ぐるみの使用を許可する。ただし、次の各号に該当する場合はこれを許可しない。

- (1) 根室市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) その他、会長が着ぐるみの使用について、不適當であると認めるとき。

3 前項の許可は、着ぐるみ使用許可書（様式第2号）をもって行い、必要な条件を付することができる。

(使用期間)

第4条 着ぐるみの使用期間は、貸出の日から返却の日を含めて原則5日間以内とする。

(使用料)

第5条 着ぐるみの使用料は、原則無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 着ぐるみの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途のみに使用すること。
- (2) 使用期間を遵守すること。
- (3) 着ぐるみ返却時には、職員の確認を受けること。
- (4) その他、特に付した条件に従って使用すること。

2 使用者は、着ぐるみに造作を加えたり、その現状を変更したり、着ぐるみを他人に転貸し、又は第3条の着ぐるみ使用許可書を譲渡し、若しくは第2条に規定する行事等以外に使用してはならない。

(許可の取消)

第7条 使用者が、前条の規定を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、その許可を取り消すとともに、以後の使用は許可しない。この場合、使用者に損害が生じても、会長はその責めを負わない。

2 前項を行った者は、これにより協会に生じさせた損害を賠償しなければならない。

(原状復帰)

第8条 使用者が着ぐるみを汚損したときは、使用者の責任と負担により補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規定に関わらず、会長が着ぐるみの補修又はクリーニングを求めたときは、使用者はこれに従わなければならない。

(損害賠償)

第9条 使用者が着ぐるみを亡失又は現状に復すことが困難な状態にした場合は、現品又は相当の対価をもって賠償しなければならない。

(協会の責任)

第10条 着ぐるみの使用により、使用者が被った損害又は使用者によりなされた第三者への損害に対しては、協会は一切その責めを負わない。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いに係る必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月12日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

根室市観光マスコットキャラクター着ぐるみ使用申請書

令和 年 月 日

根室市観光協会
会長 岡野 将光 様

申請者 住所

氏名

㊞

（法人・団体の事業所所在地、名称及び代表者氏名）

根室市観光マスコットキャラクターの着ぐるみを根室市観光マスコットキャラクター「眠郎」着ぐるみ使用規程（以下「使用規程」という。）に基づき使用したいので、下記のとおり申請します。

なお、着ぐるみの使用にあたっては、取り扱いに十分注意するとともに、使用規程を遵守いたします。

記

- 1 使用用途
- 2 使用期間
- 3 連絡先（担当者、電話番号等）
- 4 添付書類（企画書等）